

## 例 言

1. 本書は、亀山市教育委員会が平成17・18・19年度に国庫及び県費補助事業として実施した旧関町域の遺跡詳細分布調査の成果と、平成5年度に刊行した旧亀山市域の『亀山市埋蔵文化財分布地図』の内容を更新し、まとめたものである。
2. 本書掲載の遺跡は、すべて文化財保護法で規定された周知の遺跡であり、保護の対象となるものである。今後、遺跡の該当地及び隣接地で開発事業を行う場合は、亀山市教育委員会と事前に協議のうえ、文化財保護法に定める所定の手続きをとらなければならない。また、本書に示した遺跡の範囲外でも、開発中に新たに埋蔵文化財を発見した場合は、直ちに工事を中断し、すみやかに亀山市教育委員会に届け出て、同様の手続きをとる必要がある。
3. 本書掲載の遺跡は、平成21年3月現在のものである。今後、発掘調査等により、新たな遺跡の追加や遺跡範囲の修正の可能性がある。
4. 地域番号・遺跡番号は下記の通りとした。
  - (1) 遺跡番号の先頭に、旧市町を区分するアルファベットを地域番号として付した。  
a：旧亀山市 b：旧関町
  - (2) 旧亀山市域の遺跡は、平成17年1月11日の市町合併以前の番号を用いた。
  - (3) 旧関町域の遺跡は、新たに通し番号を付し直した。
5. 遺跡名は原則として小字名を用いた。ただし、小字名が同一のものはその前に町名を付した。また、旧関町域の遺跡で、今回の調査で範囲が拡張したため複数の周知の遺跡を一つにまとめ、新たな遺跡としたものがある。

例) 観音沖遺跡	}	鈴鹿関跡
関中学校西遺跡		
関神社周辺遺跡		
6. 亀山市では、平成22年度に市域全域を景観計画区域とすべく、景観計画の策定に取り組んでいる。今後、亀山市景観計画が策定されれば、それに基づき歴史的景観の形成を推進し、建築や開発等の内容や形態、意匠、色彩等に細かな指導を行う方針である。このような観点から、市域の指定文化財や伝統的建造物群保存地区についても地図上に位置を示した。
7. 本書掲載の地図は、三重県共有デジタル地図の数値地形図を加工し使用している（平成21年1月15日付三自治第329号承認）。
8. 調査は、文化庁、三重県教育委員会、三重県埋蔵文化財センターの指導と協力を得て、亀山市教育委員会が下記の体制で行った（個人名は順不同）。

調査指導 亀山市遺跡詳細分布調査指導委員会  
委員 長 八賀 晋（三重大学名誉教授） 副委員長 山中 章（三重大学人文学部教授）  
委員 佐々木 宣明（亀山市文化財保護審議会委員長） 木崎嘉秋（同・委員）

現地指導 菱田哲郎（京都府立大学文学部准教授）

現地調査  
岡村光洋、桜井香里、初村武寛  
山崎愛、杉山美穂、山部智子、柘植伸吾、宮崎祐子、坂口あゆ、山田美緒、大久保幸枝、米田尚子、松下由布子、小川陽子、大森俊輔、大竹孝平、酒谷佳紀（以上三重大学学生）  
所梓、大坪州一郎、田中奈津子、鷲田紀子、野田真弘、真壁弥子、駒陽子、宮坂亮佑、長谷川智史、田中里奈、山尾知之、長谷川裕美、岩塚祐治（以上京都府立大学学生）  
村居喜道（名古屋大学大学院生）、山中玲（島根大学学生）

事務局 亀山市教育委員会まちなみ・文化財室
9. 現地踏査にあたり、地元の方々のご理解、ご協力をいただいた。厚く御礼申し上げます。
10. 本書の執筆及び編集は、亀山市教育委員会まちなみ・文化財室が行った。